

消防用設備等点検済表示制度

○点検済表示制度とは

消防法に基づく消防用設備等の点検義務が適正に実施され、防火対象物（ビル、ホテル等）の安全性を確保することを目的として、全国の都道府県消防設備協会が実施している制度です。

千葉県消防設備協会では、有識者で構成する委員会の審査を経て、適正な点検を行う能力がある事業者を「表示登録会員」として認定しています。

表示登録会員は、点検を実施した時は、当協会が発行した点検済票（ラベル）を適正な点検を実施した証として貼付しています。

点検済票は、消防用設備等が正常であることを証明するとともに、点検事業者の責任を示すものです。

○点検済票

点検事業者はグリーンのラベルを、点検事業者以外はオレンジのラベルを貼付することとしています。

